

吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会設置要領

吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議設置要領（令和 4 年 7 月 1 日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 本要領は、吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関設置要領第 7 条第 1 項の規定に基づき、吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置し、同条第 2 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を聴取する事項）

第 2 条 協議会において権利擁護に関する制度や施策の情報共有並びに地域課題の検討を行うほか、委員から意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- （1） 吹田市権利擁護・成年後見支援センターの機能や運営に関する事項
- （2） その他福祉部長が目的達成のために必要と認めた事項

（構成）

第 3 条 協議会は、委員 13 人以内で構成する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- （1） 学識経験者
- （2） 大阪弁護士会に属する者
- （3） 大阪司法書士会に属する者
- （4） 大阪社会福祉士会に属する者
- （5） 公共的団体の代表者
- （6） 医療の専門職関係者
- （7） 市内の支援関係機関等の代表者（高齢・障がい）
- （8） 市内の金融機関等の代表者

3 委員の選任期間は、2 年とする。ただし、委員は再度選任することができる。

4 委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前委員の選任期間の残任期間とする。

（委員長等）

第 4 条 協議会に委員長及び委員長職務代理者を置き、委員のうちから市長が指名する。

2 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長職務代理者がその職務を代理する。

3 協議会の会議は、福祉部長が招集し、委員長がその議長となる。

（関係者からの意見の聴取等）

第 5 条 福祉部長は、必要に応じ関係者に会議の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉総務室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。